

工事関連業務委託契約に  
最低制限価格制度を導入します  
(平成28年4月から実施)

平成28年3月  
仙台市契約課

より一層のダンピング対策として、工事関連業務委託契約に最低制限価格制度を導入するなどの変更を行います。

〈変更内容〉

◎ 予定価格300万円～2億4千万円の工事関連業務委託契約

(現行) 低入札価格調査制度(失格基準あり)

入札金額が予定価格(税抜き)の65%を下回った場合に調査を行い、60%を下回ったときは失格とする

(変更後) 最低制限価格制度

入札金額が予定価格(税抜き)の70%を下回った場合は失格とする

◎ 予定価格2億4千万円以上(WTO案件)の工事関連業務委託契約

(現行) 低入札価格調査制度(失格基準なし)

入札金額が予定価格(税抜き)の65%を下回った場合は調査を行う

(変更後) 低入札価格調査制度(失格基準なし)

入札金額が予定価格(税抜き)の70%を下回った場合は調査を行う

〈変更時期〉

◎ 平成28年4月発注分から変更します。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125